



口座振替事務について

- ・口座振替を推進しています
- ・記入・申込みの注意事項



口座振替を推進しています

岐阜市では、納期最終日に自動で振替がされる、口座振替を推進しています。

便利・・・納期ごとの金融機関での納付が不要

安心・・・納付のために現金を持ち歩く必要がない

確実・・・うっかり納め忘れることもない

口座振替の普及が、市税・料金の収納率向上につながると期待しています。



記入・申込みの注意事項

固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産等の所有者(納税義務者)は単独か共有か

固定資産税・都市計画税は固定資産等の所有者に課税されますが、“共有”の場合は筆頭者に対して納税通知書を送付しています。納税通知書等に「固定太郎 外〇名」等の記載があれば“共有”です。

単独と共有それぞれに納税通知書が送付され、お問い合わせ番号もそれぞれあります。口座振替の新規開始や解約等の依頼も別々の依頼書が必要です。

(2) 納税義務者が死亡している場合

課税の基準日は1月1日です。納税義務者は、1月1日現在の登記簿上の所有者です。納税義務者が死亡しても、登記簿上の所有者が変更(共有構成員の変更を含む)されない限り、納税義務者は変更されません。

※相続・売買等により登記簿上の所有者が変更(共有構成員の変更を含む)された場合、新しい納税義務者へ口座振替は引き継げません。

新しい納税義務者での口座振替の申込みは、納税通知書(4月上旬発送)が届いてからです。



記入・申込みの注意事項

市・県民税(普通徴収)

口座振替できるのは普通徴収

市・県民税のうち、口座振替ができるのは「普通徴収」のみです。
「給与特別徴収」、「年金特別徴収」についてはできません。
特に「給与特別徴収」について、誤って受付されることがあります。
「普通徴収」のお問合わせ番号が、「5」からはじまることはありませんので受付時にご確認ください。

軽自動車税(種別割)

対象となる軽自動車

軽自動車税(種別割)の「通知書番号」は、車両ごとについています。
軽自動車を複数所有している場合、口座振替依頼書1枚で、すべての軽自動車税(種別割)が口座振替になります。

複数台の軽自動車を所有されている方について、その一部の車両のみを口座振替にすることはできません。



記入・申込みの注意事項

- ・お問合わせ番号、納税(付)義務者が異なる場合、別々の口座振替依頼書での受付が必要です。
※納税(付)義務者、お問合わせ番号が同一の場合、複数科目の申込みができます。
- ・納税義務者が死亡している場合の納税義務者氏名の記入について
※口座振替依頼書の納税(付)義務者氏名欄に、納税義務者が死亡している場合は「〇〇〇〇 相続人△△△△」と記入してください。
- ・納税通知書等に代表相続人の氏名がある場合の納税義務者の記入について
以下の場合、納税義務者を **固定 次郎** と書いてください。
※納税義務者が死亡している場合は、「固定 次郎 相続人 固定 花子」です。

代表相続人の氏名が記載されている納税通知書のイメージ

固定 花子 様
固定 次郎 様分 ←

納税通知書等の氏名が2段書きしてある場合
上段が代表相続人
下段が納税義務者、〇〇様分が納税義務者氏名